福井市地域おこし協力隊設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、福井市地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）及び福井市地域プロジェクトマネージャー（以下「地域プロジェクトマネージャー」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)地域おこし協力隊　地域おこし協力隊推進要綱（平成２１年３月３１日付総行応第３８号。以下「協力隊推進要綱」という。）に基づき配置するものをいう。

(2)地域プロジェクトマネージャー　地域プロジェクトマネージャー推進要綱（令和３年３月31日付総行応第７６号。以下「マネージャー推進要綱」という。）に基づき配置するものをいう。

（設置目的）

第３条　地域おこし協力隊は、地区外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域コミュニティの維持や活性化に係る活動を支援し、生活、産業、文化等各分野における諸問題を解決するため設置するものとする。

２　地域プロジェクトマネージャーは、本市における重要プロジェクト実施の際に、専門知識を有する人材を活用し、重要プロジェクトの円滑な実施のために設置するものとする。

（活動内容）

第４条　地域おこし協力隊は、地域及び市との連携を密にし、次の各号に掲げる活動を行う。

(1)地域おこしに関する活動

(2)地域の課題解決に関する活動

(3)住民活動団体の支援に関する活動

(4)地域資源の発掘及び振興に関する活動

(5)住民の生活支援に関する活動

(6)移住交流の推進に関する活動

(7)農林水産業の振興に関する活動

(8)観光支援事業に関する活動

(9)その他、地域力の維持・強化に関する活動

２　地域プロジェクトマネージャーは、本市の地方創生の実現に向けた重要プロジェクト業務を行う。

（設置要件）

第５条　地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーは、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

(1)地方公務員法第１６条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない者

(2)心身ともに正常な状態で誠実に活動が遂行できる者

(3)活動に意欲と情熱があり地域になじむ意思のある者

(4)生活の拠点を３大都市圏をはじめとする都市地域等から本市の地区等へ移し、住民票を異動することが可能な者（ただし、地域プロジェクトマネージャーにおいては、本市で過去に地域おこし協力隊として活動した経験があり、かつ、任用時に本市に生活の拠点があるとともに本市の住民基本台帳に記録されている者については、その限りではない）

（任期等）

第６条　地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーは最大３年まで本市における活動を行うことができるものとする。

（解任）

第７条　市長は、地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーが次の各号のいずれかに該当するときは、任用期間中に解任することができる。

(1)市に協議なく住所を移したとき。

(2)特別の事由があるとき。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年２月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和２年３月３１日までに設置した地域おこし協力隊については、

改正後の第２条の規定は適用しない。

附　則

この要綱は、令和２年１１月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年８月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。